

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

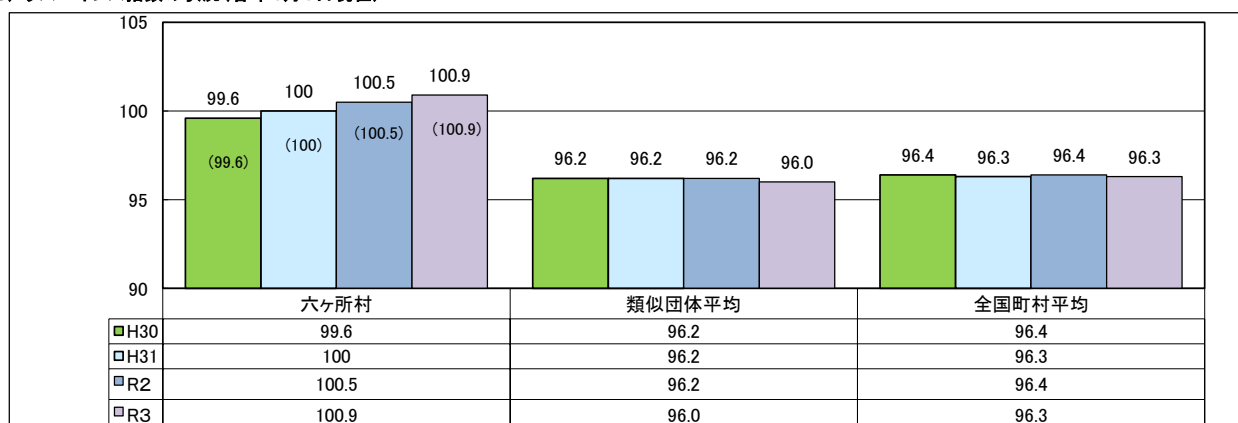
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和元年度の人件費率
	(令和3年1月1日)					
令和2年度	人	千円	千円	千円	%	%
	10,131	15,699,661	102,654	1,812,835	11.5	13.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費					(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	事業費支弁職員給		
令和2年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	195	672,136	126,774	265,006	50,000	1,113,916	5,712	5,406

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

理由: 高校卒の枠における平均給与月額が国の高校卒よりも高いため。特に経験年数25~30年、30~35年、35年以上の階層で高くなっている。
 改善の見込: 1 人事評価制度の導入により、より適正な人員配置を行うことを検討。
 2 級別定数基準を定めることを検討。

(4) 給与改定の状況

六ヶ所村では人事院委員会を設置していないため省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
 [実施 未実施]

(内容)
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。初任層については号給の引下げなし、最高号給を最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ② その他の見直し内容
 管理職員特別勤務手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	37.7 歳	284,300 円	329,491 円	312,163 円
青森県	42.7 歳	312,000 円	377,138 円	341,246 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	41.6 歳	302,803 円	352,918 円	325,787 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち用務員	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち電話交換	— 歳		— 円	— 円	— 円
うち運転手	— 歳		— 円	— 円	— 円
うちその他	— 歳		— 円	— 円	— 円
青森県	52.1 歳	254	300,500 円	336,002 円	319,901 円
国	50.9 歳	2,201	286,947 円	— 円	328,603 円
類似団体	51.4 歳	5	289,923 円	306,328 円	298,440 円

区分	民間			A/B	参考		
	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
六ヶ所村	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち用務員	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	50.3 歳	235,200 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い。以下同じ。)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	— 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	53.0 歳	508,818 円	— 円	843,232 円
類似団体	47.6 歳	504,967 円	1,100,937 円	734,587 円

④看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	40.2 歳	309,100 円	367,250 円	332,639 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	47.6 歳	319,112 円	— 円	357,517 円
類似団体	42.4 歳	294,118 円	349,286 円	305,638 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
六ヶ所村	36.9 歳	293,600 円	313,511 円	—
青森県	47.6 歳	379,000 円	418,151 円	—
類似団体	39.7 歳	289,414 円	313,267 円	—

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	村	青森県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	— 円
	中学卒	136,100 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	204,000 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,900 円	380,800 円	421,600 円
	高校卒	225,100 円	323,300 円	363,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

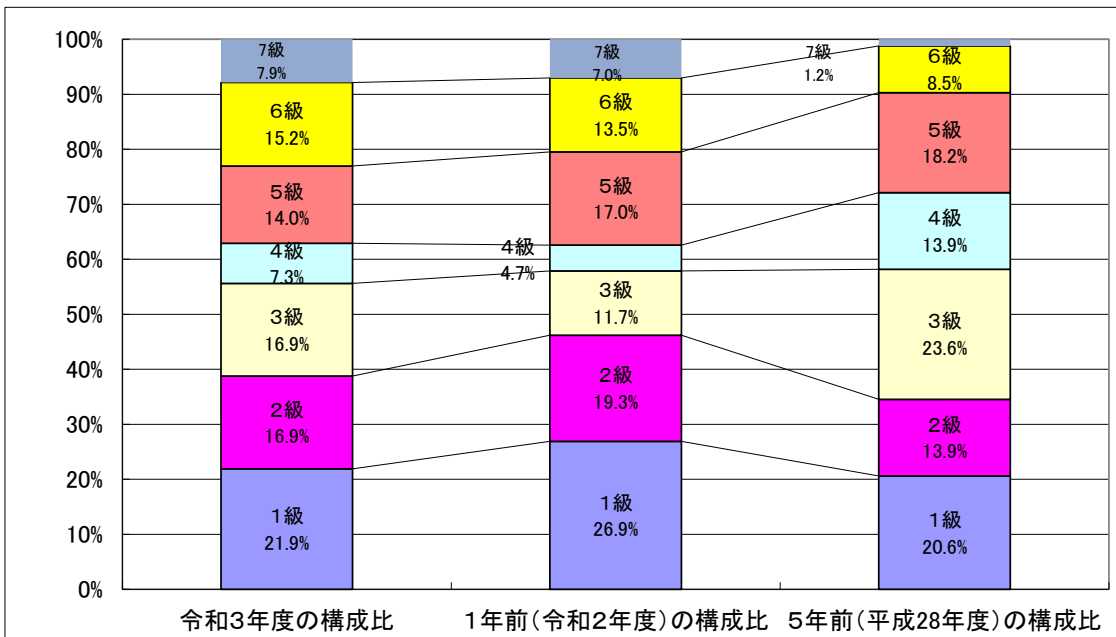
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

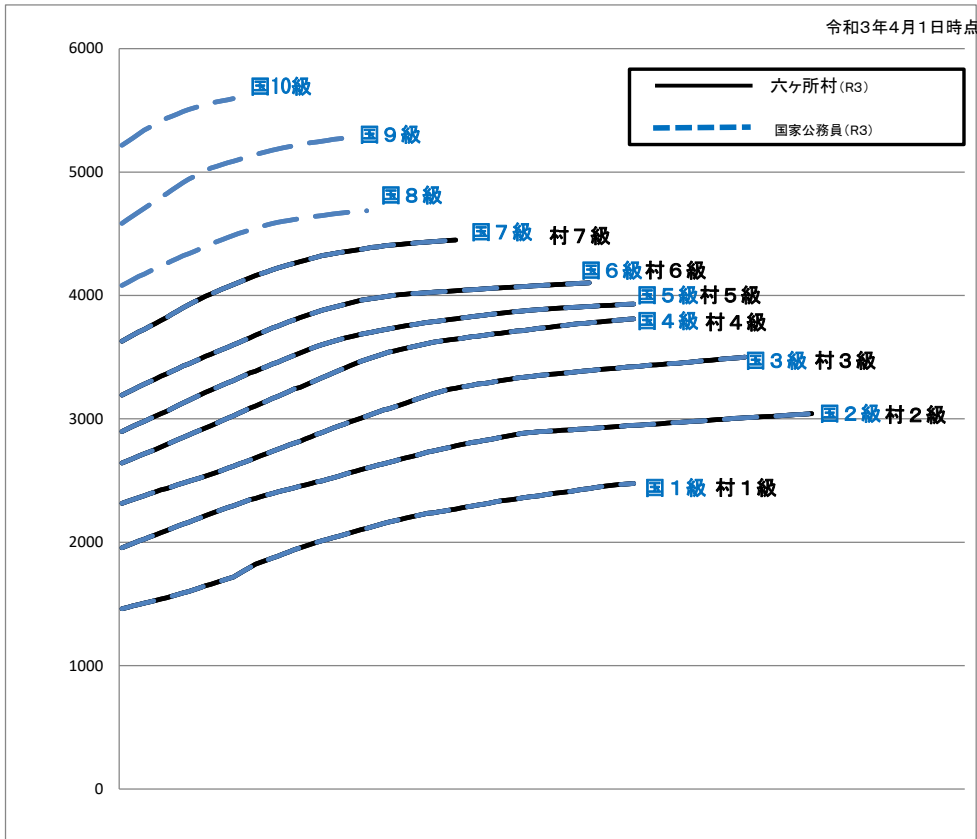
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	39 人	21.9%	146,100 円	247,600 円
2 級	主事	30 人	16.9%	195,500 円	304,200 円
3 級	主査	30 人	16.9%	231,500 円	350,000 円
4 級	主幹	13 人	7.3%	264,200 円	381,000 円
5 級	グループマネージャー	25 人	14.0%	289,700 円	393,000 円
6 級	課長補佐、出先の長	27 人	15.2%	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	14 人	7.9%	362,900 円	444,900 円

(注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(六ヶ所村)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
イ 人事評価を活用している		○		○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六ヶ所村	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,295 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,611 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(六ヶ所村)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

六ヶ所村			国		
・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年			・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分			勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分		
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分			勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分		
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分			勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度 47.7090 月分 47.709 月分			最高限度 47.709 月分 47.709 月分		
・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円)			・調整額 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~95,400円)		
・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり 自己都合 605 千円					
平均支給額 応募認定・定年退職 21,716 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		1,139 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		569,520 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	2 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		8,074 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		807,480 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		4.52 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に 従事したとき	千円 月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等でそ の業務に従事したとき	受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したと き	医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に 従事したとき	1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事 したとき	月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に 勤務する教諭及び助教諭	非常災害緊急補導手当	千円 日額7,500円～16,000円
		修学旅行等引率手当	日額5,100円
		部活指導手当	日額3,600円
		多学年学級担当手当	日額290円～350円
		教育業務連絡指導手当	日額200円
		特別支援教育手当	月額12,600円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止。
 ※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	45,412 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	261 千円
支給実績(令和元年度決算)	59,430 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	327 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 (子が16歳から22歳までの子がいる場合5,000円加算)	同		14,937 千円	223,383 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	異	自家用車利用の場合の最高額(国は、31,600円)	22,432 千円	144,721 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円	同		13,516 千円	259,929 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		11,330 千円	54,735 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:32,000円～60,000円	異	支給額(国は、31,700円～139,300円)	26,700 千円	445,000 円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同	/	87 千円	7,250 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 1日勤務の場合 一般 4,400円 医師 21,000円 看護師 4,400円	同	/	708 千円	7,156 円
教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給 月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給	/	/	400 千円	44,400 円

(注) 公営企業等を除く。

※平成21年度の給与と勤告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設。

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料	報酬	期末手当	退職手当	給料月額等		
					(参考) 類似団体における最高/最低額		
	村長	(782,000 円)	(令和2年度支給割合) 3.20 月分	退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の45.5	17,078,880 円	任期満了時若しくは退職時	
	副村長	(630,000 円)	(令和2年度支給割合) 3.20 月分	退職時給料月額 × 在職月数 × 100分の26.5	8,013,600 円		
	議長	(291,000 円)					
	副議長	(259,000 円)					
	議員	(252,000 円)					
	村長						
	副村長						
	議長						
	副議長						
	議員						
	備考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

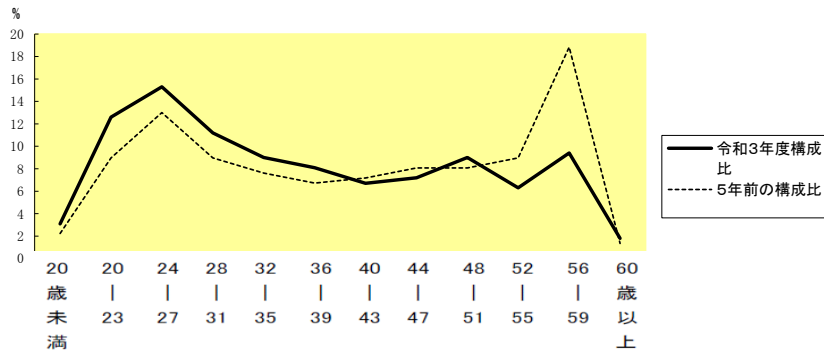
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	定数外からの切替及び欠員補充による増 欠員不補充(退職)による減 中堅職員異動による若手職員の増 母子保健事業の移管及び欠員不補充による減
		総 務	64	68	4	
		税 務	11	10	△ 1	
		労 働				
		農林水産	12	12	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	12	13	1	
		民 生	46	46	0	
		衛 生	15	13	△ 2	
	計	165	167	2	<参考> 人口1万当たり職員数 164.84 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 88.44 人)	
	教育部門	30	28	△ 2	欠員不補充及び減定数外職員の配置による減	
	消防部門					
	小 計	195	195	0	<参考> 人口1万当たり職員数 192.48 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 107.04 人)	
公営企業等 会計部門	病 院	5	5	0	事務分担の見直しによる増	
	水 道	3	3	0		
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	13	14	1		
	小 計	26	27	1		
合 計	221	222	1	<参考> 人口1万当たり職員数 219.13 人		
	[335]	[335]	[0]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	7人	28人	34人	25人	20人	18人	15人	16人	20人	14人	21人	4人	222人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	過去5年間の増減数(率)
一般行政	167	165	166	163	165	167	0 (0.0)
教育	30	31	31	29	30	28	▲2 (▲6.7)
普通会計	197	196	197	192	195	195	▲2 (▲1.0)
公営企業等会計	26	27	26	26	26	27	1 (3.8)
総合計	223	223	223	218	221	222	▲1 (▲0.4)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	259,991	43,139	15,797	6.08	6.27

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	3	8,599	3,680	3,518	15,797	5,266

(参考)市町村平均 一人当たり給与費	
	千円
	6,045

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	838,807	6,308	26,472	3.16	3.05

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	5	16,942	2,934	6,596	26,472	5,294

(参考)市町村平均 一人当たり給与費	
	千円
	5,953

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	27,166	2,390	4,225	15.55	16.80

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	1	2,594	706	925	4,225	4,225

(参考)市町村平均 一人当たり給与費	
	千円
	6,202

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

- 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の内訳(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
六ヶ所村	34.1 歳	270,589 円	409,051 円
団体平均	水道事業	45.3 歳	335,096 円
	下水道事業	43.7 歳	331,372 円
	工業用水道事業	45.6 歳	340,056 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(注)村においては平成29年度から工業用水道事業を新設している。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤労手当

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,216 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,279 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 水道事業 1,480 千円 下水道事業 1,464 千円 工業用水道事業 1,548 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤労手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤労手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤労手当 — 月分 (—)月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(令和3年4月1日現在)

六ヶ所村	六ヶ所村(一般行政職)	(参考)団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり 自己都合 — 千円 平均支給額 応募認定・定年退職 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 (調整額) 職員の在職区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~59,550円) (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり 自己都合 577 千円 平均支給額 応募認定・定年退職 21,716 千円	1人当たり平均支給額 水道事業 16,310 千円 下水道事業 6,488 千円 工業用水道事業 4,952 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	737 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	105 千円
支給実績(令和元年度決算)	1,080 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	180 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

④ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもを扶養している場合に支給 ・配偶者、父母等 6,500円 ・子 10,000円 (子が16歳から22歳までの子がいる場合5,000円加算)	同		798 千円	266,000 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給 ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～46,000円	同		973 千円	162,083 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円	同		494 千円	247,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給 (青森県内の場合) 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		502 千円	55,778 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職規則で指定するものに支給 支給額:32,000円～60,000円	同		1,344 千円	448,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同		0 千円	0 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 1日勤務の場合 一般 4,400円 医師 21,000円 看護師 4,400円	同		48 千円	6,914 円

※平成21年度の給与動告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を平成21年12月1日から廃止。

7 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 給与条例適用職員の状況(令和3年4月1日現在)

①行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	45	20.9%	主事	42	88	40.9%	主事級
				保育教諭	2			
				主事	1			
				計	45			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	43	20.0%	主事	27	39	18.1%	主査級
				主事(任期付短時間勤務職員)	8			
				保育教諭	6			
				講師(任期付短時間勤務職員)	1			
				技師	1			
計	43							
3 級	主査並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	39	18.1%	主査	22	13	6.0%	主幹級
				主査(再任用短時間勤務職員)	3			
				指導保育教諭	10			
				保育士(再任用短時間勤務職員)	1			
				講師(再任用短時間勤務職員)	3			
計	39							
4 級	主幹並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	13	6.0%	主幹	11	30	14.0%	グループマネージャー級
				指導保育教諭	2			
				計	13			
5 級	グループマネージャー並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	30	14.0%	グループマネージャー	20	29	13.5%	課長補佐級
				総括主幹	7			
				総括主幹(任期付短時間勤務職員)	2			
				事務長	1			
				計	30			
6 級	課長補佐並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	29	13.5%	課長補佐	12	16	7.4%	課長級
				事務長	1			
				次長	1			
				副園長	3			
				館長	2			
				所長	3			
				総括主幹保育教諭	6			
				課長心得	1			
計	29							
7 級	課長並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	16	7.4%	課長	13	1	100.0%	合計
				会計管理者	1			
				園長	1			
				事務局長	1			
				計	16			
合計		215	100.0%			215	100.0%	

②医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医師の職務	-	-	-	-	-	-	医師
2 級	相当高度の知識、経験に基づき困難な業務を行う医師の職務	-	-	-	-	-	-	
3 級	高度の知識、経験に基づき困難な業務を行う医師の職務	-	-	-	-	-	-	
4 級	極めて高度の知識、経験に基づき困難な業務を行う医師の職務	-	-	-	-	-	-	
5 級	1 診療所の所長の職務 2 極めて高度の知識、経験に基づき特に困難な業務を行う医師の職務	1	100.0%	所長	1	1	100%	所長
				計	1			
合計		1	100.0%			1	100%	

③医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	1	7.7%	准看護師(任期付短時間勤務職員)	1	1	7.7%	准看護師
				計	1			
2 級	1 看護師又は保健師の職務 2 相当困難な業務を行う准看護師の職務	3	23.1%	保健師	3	3	23.1%	保健師
				看護師	0			
				計	3			
3 級	1 主任看護師又は主任准看護師の職務 2 主任保健師の職務	3	23.1%	主任保健師	0	3	23.1%	主任保健師
				主任看護師	3			
				計	3			
4 級	1 総括主任看護師又は総括主任准看護師の職務 2 総括主任保健師の職務	2	15.4%	総括主任保健師	2	2	15.4%	総括主任保健師
				計	2			
5 級	1 看護師長の職務 2 主幹保健師の職務	0	0.0%	主幹保健師	0	0	0.0%	主幹保健師
				計	0			
6 級	課長補佐並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務	4	30.8%	所長	1	4	30.8%	総括主幹保健師
				課長補佐	2			
				総括主幹保健師	1			
				計	4			
合計		13	100.0%			13	100.0%	

④教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	助教諭の職務	-	-	-	-	-	-	講師
2 級	教諭の職務	9	81.8%	教諭	9	9	81.8%	教諭
				計	9			
3 級	指導主事の職務	1	9.1%	指導主事	1	1	9.1%	指導主事(3級)
				計	1			
4 級	グループマネージャーの職務	1	9.1%	グループマネージャー	1	1	9.1%	指導主事(4級)
				計	1			
合計		11	100.0%			11	100.0%	

(2) 技能労務職員の状況(令和3年4月1日現在)

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技能職員又は労務職員の職務	-	-	-	-	7	100%	技能職員・ 労務職員
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務	4	57.1%	調理師(任期付短時間勤務職員)	4			
				計	4			
3 級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務	2	28.6%	調理師(再任用短時間勤務職員)	0			
				運転技能員(再任用短時間勤務職員)	1			
				用務員(再任用短時間勤務職員)	1			
				計	2			
4 級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能職員又は労務職員の職務	-	-	-	-			
5 級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能職員又は労務職員の職務	1	14.3%	電話交換技能員	1			
				計	1			
合計		7	100.0%			7	100%	